

静岡県

「大学生等学びの継続支援事業」

申請の手引き

(学生用)

2022年7月

本事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的困窮にある学生の学びを継続するため、県内の大学等が行う学生支援の取り組みに対して、静岡県が助成するものです。本学においては、困窮する学生に対し、現金を支給することで支援を行います。

I. 募集要項

募集期間

2022年7月11日（月）～8月5日（金）17時

支給額

64,000円（予定）
※応募者数により増減する場合があります

支給時期

2022年10月下旬（予定）

支給方法

申請者本人名義の口座に振り込みます。本人名義の口座がない場合は、申し込みまでに利用できる口座を開設する必要があります。

支給対象者の要件（基準）

次の①～④のいずれかに該当することが、支給対象者の要件です。

- ① 高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の給付型奨学生受給者
- ② 以下のア～ウのいずれかに該当する者であって大学等が認めるもの
 - ア 日本学生支援機構の第一種奨学生又は第二種奨学生の利用者
 - イ 新制度の授業料等減免のみを利用している者
 - ウ 新制度の給付型奨学生の利用者であって入金停止中のもの
- ③ 以下のア～ウのいずれも満たす者であって大学等が認めるもの
 - ア 原則として、自宅外で生活をしていること。（自宅で生活する者についても、経済的に家庭から自立している学生等は含まれる。）
 - イ 家庭から多額の仕送り（年間100万円以上（授業料及び入学料を含まない。））を受けていないこと。
 - ウ アルバイト収入について、以下の(ア)～(ウ)のいずれかの場合に該当する者。
 - (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響等で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している。
 - (イ) 前と比較してアルバイト収入が減少(20%以上)し、その状況が2022年1月以降も改善していない。
 - (ウ) アルバイト収入が増加又は一定水準に達しているものの、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由によりアルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難になっている。
- ④ 上記①～③及び大学生等の生活状況等を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が認める者

※本学の要件：授業料の延納・分納の対象者

II. 申し込み手順等

申し込みから振り込みまでの流れ

申し込み手続き等の流れは次のとおりです。募集期間内に（1）、（2）を行ってください。
期限を過ぎた場合は一切受け付けることができませんので、ご注意ください。

（1）申し込み関係書類の作成・入力

次頁の必要書類のうち、「大学生等の学びの継続支援事業申請書」の様式をダウンロードし、両面印刷のうえ必要事項を記入してください。

あわせて、右のQRコードより専用フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。



（2）必要書類を提出

指定された期限までに、次頁の必要書類をすべてそろえて学生サービスセンターへ提出してください。必ず、支給要件を満たすことを証明する書類が不備なく整っているか、チェックリストをもとに確認してください。

申請書類等に不備があった場合の**再提出期限は2022年8月9日（火）正午まで**とします。**再提出期限までに提出が間に合わない場合は推薦できません**ので、提出の際は事前に書類や記載内容等の確認を確実にするとともに、余裕をもった申請をしてください。

（3）大学等での審査

提出書類を確認したのち、支給要件に該当するかどうかを審査します。

（4）大学等から静岡県へ推薦

審査の結果、要件に合致すると判断した学生のリストを作成し、静岡県へ推薦します。

（5）学生へ振り込み

申し込み時に記載のあった口座に給付金を振り込みます。なお、支給の決定通知等は行われず、口座への振り込みをもって支給決定の通知となります。

申請内容確認のため、学校からメール・電話等で照会をすることがあります。

2022年8月24日（水）正午まで（8月10日（水）～17日（水）除く）は、特にメール等をよく確認するようにしてください。申請内容が確認できない場合は、それを理由として推薦できないことがありますので注意してください。

※国の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の際、支給対象者の要件（基準）

①の方は自動的に給付されましたが、今回の静岡県の場合は申請が必要になります。
ご注意ください。

※支給要件を満たすことを証明する書類は、以前国へ申請した場合でも、改めて提出してください。

必要書類**1) 大学生等の学びの継続支援事業申請書（様式）****2) 支給要件を満たすことを証明する書類**

	支給要件	証明書類等の例
①	高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金受給者	提出不要（大学で証明します）
②	ア 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の利用者 イ 新制度の授業料等減免のみを利用している者 ウ 新制度の給付型奨学金の利用者であって入金停止中のもの	提出不要（大学で証明します）
③	ア 原則として自宅外で生活をしていること。 イ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと ウ アルバイト収入に影響を受けていること。 (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響等で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している。 (イ) 前と比較してアルバイト収入が減少（20%以上）し、その状況が2022年1月以降になっても改善していない。 (ウ) アルバイト収入が増加又は一定水準に達しているものの、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難になっている。	<ul style="list-style-type: none"> アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等 自宅で生活する者であっても、経済的に家庭から自立している大学生等は、その旨を申請書に記載する。 申請書に仕送り額の金額（年額）を記載する。（1年生は2022年度の予定額、2年生以上は2021年度の実績額） 預貯金通帳等の写し等 申請書に状況を記載する。 アルバイト先からの給与明細又は振込口座の預貯金通帳の写し等（2022年1月以降の2ヶ月分で、入学以降のアルバイト収入と比較して減少していることがわかるもの） 他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）又は申請書に状況を記載する。
④	上記①～③及び大学生等の生活状況等を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であること (授業料の延納・分納の対象)	提出不要（大学で証明します）